

## 仕 様 書

### 1 業務名

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスター制作業務委託（以下「本件業務」という。）

### 2 業務期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

### 3 業務目的

本件業務は、「温泉文化」の2030年ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成を図るため、また本県を温泉文化の聖地としてアピールしていくことを目的とする。

### 4 業務内容

次のデザイン制作業務を委託する。

- ・ポスター（B2判、縦長、カラー、日本語） 1種類

### 5 ポスターデザインについて

次の（1）から（3）を踏まえて作成すること。

- （1）鳥取の温泉文化の特徴やその魅力が伝わり、温泉を愛する人々や地元住民に広く親しまれるデザインとすること。
- （2）「温泉湯ったりトットリけん」～ Totto-Relax : The Onsen Paradise Tottori ～がイメージできる内容とすること。
- （3）ポスターデザインのいずれかの場所に、以下の字句を掲載し、その文字組みも行うこと。
  - ・温泉湯ったりトットリけん
  - ・Totto-Relax : The Onsen Paradise Tottori
  - ・目指せユネスコ無形文化遺産登録

### 6 デザイン案の校正等

受託者は、各段階で発注者と協議しながらデザイン案を作成し、発注者の修正指示や校正に随時対応すること。

### 7 留意事項

- （1）発注者の承認を受けないで再委託をしないこと。
- （2）受注者が作成するデザイン案について、鳥取県行政広報物ガイドライン、カラーユニバーサルデザインその他人権配慮上の観点等から発注者が修正を指示した場合には、受託者は指示に従いデザイン案を修正すること。
- （3）今回制作するデザインに係る著作権、肖像権などの権利関係の処理については受託者が行い、今回制作するデザインの著作権は受託者に帰属する。ただし、鳥取県等（県内市町村及び関係機関を含む。以下同じ。）は、受託者から納品を受けた デザインデータをもとに、当該デザインデータを加工して鳥取県等が作成するポスター、チラシ及び啓発物品の作成並びに各種広報誌及びホームページへの掲載について、無償で使用できるものとする。

（使用例）

- ・鳥取県によるポスターの作成
- ・鳥取県によるポスターデザインを使用したチラシ作成
- ・鳥取県広報誌（県政だより等）へのポスターデザインの掲載
- ・市町村広報誌へのポスターデザインの掲載

- ・鳥取県ホームページへのポスターの掲載
- ・市町村ホームページへのポスターの掲載
- ・県が作成するパンフレット、WEB、動画等にポスターデザインを一部加工して使用する。

#### 8 成果品の納入形態及び期限等

- (1) デザインは、アドビ・イラストレーター及びPDFデータとし、CD-Rでの納品とする。
- (2) 納入期限 令和8年7月31日(金)午後5時15分まで(※送付の場合は同時間までに必着)
- (3) 納入場所 〒680-8570 鳥取市東町1-220  
鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課